

新濃尾（二期）地区

新木津用水路大口萩島工区整備工事

特 別 仕 様 書

東海農政局新濃尾農地防災事業所

項目	内 容	備 考												
第1章 総則	<p>新濃尾（二期）地区 新木津用水路大口萩島工区整備工事（以下「本工事という。」）の施工に当たっては、農林水産省農村振興局制定「土木工事共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）に基づいて実施する。</p> <p>なお、共通仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。</p>													
第2章 工事内容														
1. 目的	本工事は、国営新濃尾土地改良事業計画に基づき新木津用水路の改修を行うものである。													
2. 工事場所	愛知県丹羽郡大口町萩島地内													
3. 工事概要	<p>本工事の概要は次のとおりである。</p> <p>施工延長 L=31.009m</p> <p>測点 No. 6 +95.000 ~ No. 7 +26.009</p> <p>内訳：</p> <table> <tbody> <tr> <td>管理用進入路工</td> <td>L=31.009m</td> </tr> <tr> <td>プレキャストL形水路</td> <td>L=31.009m</td> </tr> <tr> <td>付帯工</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td>構造物撤去工</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td>復旧工</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td>仮設工</td> <td>1式</td> </tr> </tbody> </table>	管理用進入路工	L=31.009m	プレキャストL形水路	L=31.009m	付帯工	1式	構造物撤去工	1式	復旧工	1式	仮設工	1式	
管理用進入路工	L=31.009m													
プレキャストL形水路	L=31.009m													
付帯工	1式													
構造物撤去工	1式													
復旧工	1式													
仮設工	1式													
4. 工事数量	別紙「工事数量表」のとおりである。													
第3章 施工条件														
1. 工 期	<p>本工事は、受注者の円滑な工事施工体制を確保するため、事前に建設資材、建設労働者などの確保が図れる余裕期間と実工期を合わせた全体工期を設定した工事であり、発注者が示した工事完了期限までの間で、受注者は工事の始期（工事開始日）及び終期を任意に設定できる。</p> <p>なお、受注者は、契約を締結するまでの間に、別記様式1により、工事の始期及び終期を通知しなければならない。</p> <p>ただし、受注者は、発注者が本工事の積算上の工期としている164日間よりも短い期間を工期として設定しようとする場合には、落札決定後、速やかに別記様式1と併せて、休日を確保していることや適切な工程による工事であることを説明できる理由書及び工程表を提出しなければならない。</p> <p>工事の始期までの余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を配置することを要しない。</p> <p>また、現場に搬入しない資材等の手配等を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。</p> <p>なお、余裕期間内に行う手配等は受注者の責により行うものとする。</p> <p>全体工期：契約締結の日から令和8年3月27日（工事完了期限日）まで</p>													
3. CORINSへの登録	技術者の従事期間は、契約（変更の場合は、変更契約）工期をもって登録することとし、余裕期間を含まないことに留意すること。													

項目	内容	備考												
4. 工事期間中の休業日	工事期間中の休業日としては、雨天・休日等（非稼働日）を月当たり標準14日見込んでいる。 なお、休業日には土曜日、日曜日、祝日及び年末年始休暇を含んでいる。													
5. 施工しない時間帯	原則、平日の午後5時から午前8時まで。 なお、気象条件等により上記の施工しない時間帯においてやむを得ず施工が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。													
6. 現場技術員	本工事は、共通仕様書第1編1-1-9に規定している現場技術員を配置する。氏名等については、別に通知する。													
第4章 現場条件														
1. 土質	本工事の施工場所の土質は、「礫質土及び砂質土」を想定している。													
2. 関連工事	本工事に関連する工事として次に示す工事を予定しているので、監督職員及び関連する工事の責任者と十分連絡・打合せを行い、工事工程に支障が生じないよう調整しなければならない。													
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">工事名</th> <th style="text-align: center;">施工予定期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">新木津用水路小牧久保一色工区その2工事</td> <td style="text-align: center;">令和7年6月 ～令和8年3月</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">新木津用水路小牧久保一色工区その4工事</td> <td style="text-align: center;">令和7年6月 ～令和8年3月</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">新木津用水路小牧久保一色工区その8工事</td> <td style="text-align: center;">令和7年6月 ～令和8年3月</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">新木津用水路小牧岩崎工区その4工事</td> <td style="text-align: center;">令和6年6月 ～令和8年3月</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">新木津用水路小牧岩崎工区その8工事</td> <td style="text-align: center;">令和7年6月 ～令和8年3月</td> </tr> </tbody> </table>	工事名	施工予定期間	新木津用水路小牧久保一色工区その2工事	令和7年6月 ～令和8年3月	新木津用水路小牧久保一色工区その4工事	令和7年6月 ～令和8年3月	新木津用水路小牧久保一色工区その8工事	令和7年6月 ～令和8年3月	新木津用水路小牧岩崎工区その4工事	令和6年6月 ～令和8年3月	新木津用水路小牧岩崎工区その8工事	令和7年6月 ～令和8年3月	
工事名	施工予定期間													
新木津用水路小牧久保一色工区その2工事	令和7年6月 ～令和8年3月													
新木津用水路小牧久保一色工区その4工事	令和7年6月 ～令和8年3月													
新木津用水路小牧久保一色工区その8工事	令和7年6月 ～令和8年3月													
新木津用水路小牧岩崎工区その4工事	令和6年6月 ～令和8年3月													
新木津用水路小牧岩崎工区その8工事	令和7年6月 ～令和8年3月													
3. 第三者に対する措置														
(1) 騒音及び振動対策	1) 騒音及び振動の対策については、十分に配慮するとともに、地域住民との協調を図り、工事の円滑な進捗に努めなければならない。 また、住民からの苦情等があった場合は、内容をよく聞き取るとともに、速やかに監督職員に報告し、その対応について協議しなければならない。 2) 各種重機械による作業に際し、特に地域の環境規制基準に抵触する恐れのある作業については、事前に振動及び騒音の計測を行うものとし、工法等、変更する必要のある場合は、監督職員と協議するものとする。 3) 既設構造物等の取壊し、掘削、積込及び重機走行等、通常の作業を行う場合も騒音及び振動の発生防止に努めるとともに、特に対策を必要とする場合は、監督職員と協議するものとする。													
(2) 構造物切断工に伴う汚濁水処理	コンクリート及び舗装切断時に発生する排水（汚泥）は、直接現場外に排水することなく、吸引機能を有する切断機械等により回収し、産業廃棄物として適正に処理しなければならない。													
(3) 濁水処理対策	汚濁水を直接下流に流さないよう、十分注意して施工しなければならない。 なお、流末処理施設（汚濁防止施設等）等が必要な場合は、監督職員と協議するものとする。													

項目	内 容	備 考												
(4) 防塵対策	防塵対策については、十分に配慮するとともに、地域住民との協調を図り、工事の円滑な進捗に努めなければならない。 なお、現地状況等により、追加の対策が必要となった場合は監督職員と協議するものとする。													
(5) 保安対策	1) 本工事に配置する交通誘導警備員は、原則として警備業法に定める警備員（指導教育責任者講習修了、指定講習又は基本教育及び業務別教育を受けた者）であって、交通誘導の専門的な知識・技能を有する者とする。 2) 交通誘導警備員の配置は、下表のとおりとするが、道路管理者及び所轄警察署等との打合せの結果により、交通誘導警備員の人員配置等の変更が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。													
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>配置場所</th><th>交通誘導 警備員</th><th>編成</th><th>昼夜別</th><th>交代要員 の有無</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>左岸水路内進入路出入口</td><td>1名/日</td><td>1名</td><td>昼間</td><td>無</td></tr> </tbody> </table>	配置場所	交通誘導 警備員	編成	昼夜別	交代要員 の有無	左岸水路内進入路出入口	1名/日	1名	昼間	無			
配置場所	交通誘導 警備員	編成	昼夜別	交代要員 の有無										
左岸水路内進入路出入口	1名/日	1名	昼間	無										
(6) 交通対策	資機材等の搬入・搬出時における道路上への作業車両の出入りについては、事故防止に十分注意を払うとともに、一般交通に支障を及ぼさないような措置を講じなければならない。													
4. 環境配慮対策	工事現場内で、逃げ遅れた魚等の生物を発見した場合は、直ちに捕獲して現場外へ解放するものとする。 ただし、特定外来生物は、殺処分を行い適正に処分するものとする。													
第5章 指定仮設	本工事における指定仮設は、設計図面に示すとおりである。 なお、指定仮設の変更が必要となった場合、受注者は設計図書等を監督職員に提出し協議するものとする。													
1. 一般事項														
2. 工事用進入路	工事用進入路として使用する道路については、使用前に現状を把握・確認するとともに、一般交通に支障を来たさないよう、受注者の責任において適切な維持管理を行わなければならない。 また、善良な道路使用にも関わらず路面等の補修が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。													
3. 土取場、流用土仮置場及び建設発生土受入地	1) 流用土仮置場は、設計図面に示す箇所とし、その名称及び仮置き予定量は次のとおりである。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th><th>所 在</th><th>仮置き予定量</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>楽田天神仮置場</td><td>犬山市楽田天神2丁目23、24</td><td>208m³</td></tr> </tbody> </table> 2) 建設発生土受入地は、設計図面に示す箇所とし、その名称及び搬出予定量は、次のとおりとする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th><th>所 在</th><th>搬出予定量</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>楽田天神仮置場</td><td>犬山市楽田天神2丁目23、24</td><td>152m³</td></tr> </tbody> </table> なお、本受入地以外の受入地を追加する場合は、その名称及び搬出予定量等を指示するものとする。	名 称	所 在	仮置き予定量	楽田天神仮置場	犬山市楽田天神2丁目23、24	208m ³	名 称	所 在	搬出予定量	楽田天神仮置場	犬山市楽田天神2丁目23、24	152m ³	
名 称	所 在	仮置き予定量												
楽田天神仮置場	犬山市楽田天神2丁目23、24	208m ³												
名 称	所 在	搬出予定量												
楽田天神仮置場	犬山市楽田天神2丁目23、24	152m ³												
第6章 工事用地等														
1. 発注者が確保している用地	発注者が確保している工事用地及び工事施工上必要となる用地（以下「工事用地等」という。）は、設計図面に示すとおりである。													

項目	内容	備考																																									
2. 工事用地等以外で受注者が確保する用地	<p>前項1以外で、受注者が確保する用地は、事前に監督職員の承諾を得るものとする。</p> <p>また、受注者が確保した用地の使用と返還においては、監督職員が別途指示する「工事施工に伴う土地の使用基準」の考え方を踏まえ、適切に処理するものとする。</p>																																										
3. 境界杭等	<p>既存境界杭等が工事の施工に支障となる場合は、監督職員と打合せするものとし、境界杭を撤去した場合においては、工事完了後復旧したうえで、関係者の了解を得るものとする。</p> <p>また、新たに境界杭を設置する必要が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。</p>																																										
第7章 工事用電力	工事に使用する電力設備及び電力料金は、受注者の責任において準備しなければならない。																																										
第8章 工事用材料 1. 規格及び品質	<p>本工事で、使用する主要材料の規格及び品質は、次のとおりである。</p> <p>1) 石材及び骨材 再生クラッシャラン(RC-40) JIS A 5001に準拠する。</p> <p>2) 鋼材 鉄筋(異形棒鋼) JIS G 3112</p> <p>3) コンクリート二次製品 L形水路 JIS A 5372 同等品以上、農業土木事業協会に準拠する。ただし、品質管理の方法等については監督職員と協議するものとする。 上載荷重 : T-14</p> <p>4) コンクリート コンクリートは、レディミクストコンクリートとし、種類は次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>呼び強度(N/mm²)</th> <th>スラシブ(cm)</th> <th>粗骨材の最大寸法(mm)</th> <th>水セメント比(%)</th> <th>セメントの種類による記号</th> <th>使用目的</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鉄筋コンクリート</td> <td>21</td> <td>12</td> <td>25、20</td> <td>55以下</td> <td>N・BB</td> <td>管理用進入路工、付帯工</td> </tr> <tr> <td>無筋コンクリート</td> <td>18</td> <td>8</td> <td>25、20 又は40</td> <td>65以下</td> <td>N・BB</td> <td>付帯工</td> </tr> </tbody> </table> <p>5) アスファルト混合物 アスファルト混合物は、再生加熱アスファルト混合物を使用するものとし、混合物の標準配合は、プラント再生舗装技術指針による再生密粒度アスコン(13)とする。</p> <p>6) 目地及び止水材料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>製品</th> <th>材質</th> <th>仕様</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目地板</td> <td>ゴム発泡体</td> <td>10mm</td> <td></td> </tr> <tr> <td>シール材</td> <td>ポリウレタン系</td> <td>常温注入式</td> <td></td> </tr> <tr> <td>止水材</td> <td>ブチルゴム製</td> <td>15mm×30mm</td> <td>反応接着型</td> </tr> <tr> <td>止水材</td> <td>水膨張ゴム製</td> <td>V型15mm×14mm 10mm×20mm 15mm×20mm</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種類	呼び強度(N/mm ²)	スラシブ(cm)	粗骨材の最大寸法(mm)	水セメント比(%)	セメントの種類による記号	使用目的	鉄筋コンクリート	21	12	25、20	55以下	N・BB	管理用進入路工、付帯工	無筋コンクリート	18	8	25、20 又は40	65以下	N・BB	付帯工	製品	材質	仕様	備考	目地板	ゴム発泡体	10mm		シール材	ポリウレタン系	常温注入式		止水材	ブチルゴム製	15mm×30mm	反応接着型	止水材	水膨張ゴム製	V型15mm×14mm 10mm×20mm 15mm×20mm		
種類	呼び強度(N/mm ²)	スラシブ(cm)	粗骨材の最大寸法(mm)	水セメント比(%)	セメントの種類による記号	使用目的																																					
鉄筋コンクリート	21	12	25、20	55以下	N・BB	管理用進入路工、付帯工																																					
無筋コンクリート	18	8	25、20 又は40	65以下	N・BB	付帯工																																					
製品	材質	仕様	備考																																								
目地板	ゴム発泡体	10mm																																									
シール材	ポリウレタン系	常温注入式																																									
止水材	ブチルゴム製	15mm×30mm	反応接着型																																								
止水材	水膨張ゴム製	V型15mm×14mm 10mm×20mm 15mm×20mm																																									

項目	内容	備考																
2. 見本又は資料提出	<p>主要資材及び次に示す工事用材料は、使用前にカタログ、試験成績書等を監督職員に提出し、承諾を得るものとする。</p> <p>なお、これ以外の材料についても監督職員が提出を指示する場合がある。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>材 料 名</th><th>提 出 物</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土類、碎石類</td><td>試験成績書等</td></tr> <tr> <td>生コンクリート</td><td>配合計画書等</td></tr> <tr> <td>鉄筋</td><td>試験成績書等</td></tr> <tr> <td>コンクリート二次製品</td><td>承認図、構造計算書、試験成績書等</td></tr> <tr> <td>目地材</td><td>カタログ、試験成績書等</td></tr> <tr> <td>防護柵類</td><td>カタログ等</td></tr> <tr> <td>アスファルト混合物</td><td>配合計画書等</td></tr> </tbody> </table>	材 料 名	提 出 物	土類、碎石類	試験成績書等	生コンクリート	配合計画書等	鉄筋	試験成績書等	コンクリート二次製品	承認図、構造計算書、試験成績書等	目地材	カタログ、試験成績書等	防護柵類	カタログ等	アスファルト混合物	配合計画書等	
材 料 名	提 出 物																	
土類、碎石類	試験成績書等																	
生コンクリート	配合計画書等																	
鉄筋	試験成績書等																	
コンクリート二次製品	承認図、構造計算書、試験成績書等																	
目地材	カタログ、試験成績書等																	
防護柵類	カタログ等																	
アスファルト混合物	配合計画書等																	
3. 監督職員の検査又は試験	<p>次に示す工事材料は、使用前に監督職員の検査又は試験を受けなければならない。</p> <p>ただし、監督職員の承諾を得た場合は、写真撮影等によりこれに代えることができる。</p> <p>なお、その他の材料は受注者の自主管理記録を確認する場合があるので、監督職員から請求があった場合は、これに応じなければならない。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>材 料 名</th><th>検査・試験項目</th><th>備 考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コンクリート二次製品</td><td>外観、形状、寸法</td><td>現場搬入時</td></tr> <tr> <td>生コンクリート</td><td>スランプ、圧縮強度試験、空気量、塩化物含有量</td><td>現場搬入時又はプラント</td></tr> </tbody> </table>	材 料 名	検査・試験項目	備 考	コンクリート二次製品	外観、形状、寸法	現場搬入時	生コンクリート	スランプ、圧縮強度試験、空気量、塩化物含有量	現場搬入時又はプラント								
材 料 名	検査・試験項目	備 考																
コンクリート二次製品	外観、形状、寸法	現場搬入時																
生コンクリート	スランプ、圧縮強度試験、空気量、塩化物含有量	現場搬入時又はプラント																
第10章 施工																		
1. 一般事項																		
(1) 基準点	<p>1) 本工事の基準点は、設計図書に示す基3-4 (EL=31.896m) 及び基3-5 (EL=32.859m) を使用しなければならない。</p> <p>なお、基準点等の位置データは、測地成果2000に対応したものである。</p> <p>2) 基準点及び境界杭等は、施工中に損傷しないように留意するとともに、移動の必要が生じた場合は、監督職員に報告し、指示を受けなければならない。</p>																	
(2) 検測又は確認（施工段階確認）	<p>1) 本工事の施工段階確認は、下表に示すとおりである。</p> <p>ただし、確認時期・頻度については、監督職員の指示により変更する場合がある。</p> <p>2) 下表に示す以外の工種は、自主検査記録を確認する場合があるので、監督職員が求めた場合は、これに応じなければならない。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工種</th><th>確認内容</th><th>確認時期</th><th>遠隔確認対象</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>プレキャストL形水路</td><td>幅、基準高さ</td><td>初期施工段階で1箇所、タイプ毎1箇所</td><td>○</td></tr> <tr> <td>コンクリート工</td><td>幅、厚さ、基準高さ</td><td>初期施工段階で1箇所</td><td>○</td></tr> <tr> <td>鉄筋組立</td><td>かぶり、中心間隔</td><td>施工段階で1箇所、以降構造変更毎に1箇所</td><td>○</td></tr> </tbody> </table>	工種	確認内容	確認時期	遠隔確認対象	プレキャストL形水路	幅、基準高さ	初期施工段階で1箇所、タイプ毎1箇所	○	コンクリート工	幅、厚さ、基準高さ	初期施工段階で1箇所	○	鉄筋組立	かぶり、中心間隔	施工段階で1箇所、以降構造変更毎に1箇所	○	
工種	確認内容	確認時期	遠隔確認対象															
プレキャストL形水路	幅、基準高さ	初期施工段階で1箇所、タイプ毎1箇所	○															
コンクリート工	幅、厚さ、基準高さ	初期施工段階で1箇所	○															
鉄筋組立	かぶり、中心間隔	施工段階で1箇所、以降構造変更毎に1箇所	○															

項目	内容	備考																									
2. 再生資源等の利用	<p>1) 再生資材の利用 受注者は、次に示す再生資材を利用しなければならない。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>資材名</th><th>規格</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>再生加熱アスファルト混合物</td><td>再生密粒度アスコン(13)</td><td>舗装工</td></tr> <tr> <td>再生クラッシャラン</td><td>RC-40</td><td>路盤工</td></tr> </tbody> </table> <p>なお、舗装材に使用する場合等には、「舗装再生便覧」((公社)日本道路協会発行)等を遵守しなければならない。</p> <p>2) 建設資材廃棄物等の現場内利用 受注者は本工事の施工に伴い発生する建設資材廃棄物等の利用方法等について監督職員と協議しなければならない。 なお、分別の徹底及び適切な保管を行うものとする。</p>	資材名	規格	備考	再生加熱アスファルト混合物	再生密粒度アスコン(13)	舗装工	再生クラッシャラン	RC-40	路盤工																	
資材名	規格	備考																									
再生加熱アスファルト混合物	再生密粒度アスコン(13)	舗装工																									
再生クラッシャラン	RC-40	路盤工																									
3. 建設資材廃棄物等の搬出	<p>本工事の施工に伴い発生する建設資材廃棄物等を本現場内で利用することが困難な場合は、次に示す処理施設へ搬出するものとするが、これにより難い場合は、監督職員と協議するものとする。</p> <p>なお、下表に記載されていない建設資材廃棄物が本現場内で発生した場合は、監督職員と協議するものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>建設資材廃棄物</th><th>処理施設名</th><th>住所</th><th>受入時間</th><th>事業区分</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>無筋コンクリート塊</td><td>春是産業(株)</td><td>愛知県犬山市字佐ヶ瀬6-1</td><td>8:00~ 16:30</td><td>再資源化施設業者</td></tr> <tr> <td>鉄筋コンクリート塊</td><td>春是産業(株)</td><td>愛知県犬山市字佐ヶ瀬6-1</td><td>8:00~ 16:30</td><td>再資源化施設業者</td></tr> <tr> <td>アスファルト塊</td><td>春是産業(株)</td><td>愛知県犬山市字佐ヶ瀬6-1</td><td>8:00~ 16:30</td><td>再資源化施設業者</td></tr> <tr> <td>汚泥</td><td>サンコーリサイクル(株)</td><td>愛知県東海市浅山3-190</td><td>8:00~ 17:00</td><td>再資源化施設業者</td></tr> </tbody> </table>	建設資材廃棄物	処理施設名	住所	受入時間	事業区分	無筋コンクリート塊	春是産業(株)	愛知県犬山市字佐ヶ瀬6-1	8:00~ 16:30	再資源化施設業者	鉄筋コンクリート塊	春是産業(株)	愛知県犬山市字佐ヶ瀬6-1	8:00~ 16:30	再資源化施設業者	アスファルト塊	春是産業(株)	愛知県犬山市字佐ヶ瀬6-1	8:00~ 16:30	再資源化施設業者	汚泥	サンコーリサイクル(株)	愛知県東海市浅山3-190	8:00~ 17:00	再資源化施設業者	
建設資材廃棄物	処理施設名	住所	受入時間	事業区分																							
無筋コンクリート塊	春是産業(株)	愛知県犬山市字佐ヶ瀬6-1	8:00~ 16:30	再資源化施設業者																							
鉄筋コンクリート塊	春是産業(株)	愛知県犬山市字佐ヶ瀬6-1	8:00~ 16:30	再資源化施設業者																							
アスファルト塊	春是産業(株)	愛知県犬山市字佐ヶ瀬6-1	8:00~ 16:30	再資源化施設業者																							
汚泥	サンコーリサイクル(株)	愛知県東海市浅山3-190	8:00~ 17:00	再資源化施設業者																							
4. 特定建設資材の分別解体等	<p>本工事における特定建設資材の工程ごとの作業内容及び分別解体等の方法は、次のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">工程毎の作業内容及び解体方法</th><th>工程</th><th>作業内容</th><th>分解解体等の方法</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①仮設</td><td>仮設工事 <input checked="" type="checkbox"/>有 <input type="checkbox"/>無</td><td><input type="checkbox"/>手作業 <input checked="" type="checkbox"/>手作業・機械作業の併用</td></tr> <tr> <td>②土工</td><td>土工事 <input checked="" type="checkbox"/>有 <input type="checkbox"/>無</td><td><input type="checkbox"/>手作業 <input checked="" type="checkbox"/>手作業・機械作業の併用</td></tr> <tr> <td>③基礎工</td><td>基礎工事 <input checked="" type="checkbox"/>有 <input type="checkbox"/>無</td><td><input type="checkbox"/>手作業 <input checked="" type="checkbox"/>手作業・機械作業の併用</td></tr> <tr> <td>④本体構造</td><td>本体構造の工事 <input checked="" type="checkbox"/>有 <input type="checkbox"/>無</td><td><input type="checkbox"/>手作業 <input checked="" type="checkbox"/>手作業・機械作業の併用</td></tr> <tr> <td>⑤本体付属品</td><td>本体付属品の工事 <input checked="" type="checkbox"/>有 <input type="checkbox"/>無</td><td><input type="checkbox"/>手作業 <input checked="" type="checkbox"/>手作業・機械作業の併用</td></tr> <tr> <td>⑥その他 (構造物撤去工)</td><td>その他の工事 <input checked="" type="checkbox"/>有 <input type="checkbox"/>無</td><td><input type="checkbox"/>手作業 <input checked="" type="checkbox"/>手作業・機械作業の併用</td></tr> </tbody> </table> <p>注) ■が該当部分である。</p>	工程毎の作業内容及び解体方法	工程	作業内容	分解解体等の方法	①仮設	仮設工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input checked="" type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用	②土工	土工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input checked="" type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用	③基礎工	基礎工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input checked="" type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用	④本体構造	本体構造の工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input checked="" type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用	⑤本体付属品	本体付属品の工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input checked="" type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用	⑥その他 (構造物撤去工)	その他の工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input checked="" type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用				
工程毎の作業内容及び解体方法	工程		作業内容	分解解体等の方法																							
	①仮設	仮設工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input checked="" type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用																								
②土工	土工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input checked="" type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用																									
③基礎工	基礎工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input checked="" type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用																									
④本体構造	本体構造の工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input checked="" type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用																									
⑤本体付属品	本体付属品の工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input checked="" type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用																									
⑥その他 (構造物撤去工)	その他の工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input checked="" type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用																									

項目	内容	備考
5. 土工 (1) 堀削	<p>1) 堀削土は、埋戻し及び盛土に流用するもののほか全て建設発生土受入地へ搬出しなければならない。</p> <p>2) 堀削に当たっては、過掘のないように留意して施工するものとする。 なお、過掘となった場合は良質土を用いて(2)に準じて埋め戻さなければならない。</p> <p>3) 堀削に当たっては、法面の崩落に十分注意して施工しなければならない。</p> <p>4) 法面の崩落により他の施設に重大な影響が発生又は、そのおそれがある場合は、速やかに監督職員と協議しなければならない。</p>	
(2) 埋戻及び盛土	<p>1) 埋戻及び盛土の材料は、堀削により発生する良質土を流用するものとし、腐植土及び草木を含む表土は流用してはならない。 なお、堀削土が埋戻及び盛土の材料として適さないと判断した場合は、監督職員と協議するものとする。</p> <p>2) 埋戻及び盛土は、一層の仕上り厚さが30cm程度となるようまき出し、締固め度85%以上となるよう締固めなければならない。</p> <p>3) コンクリート構造物の上部30cmまでの盛土は、構造物に損傷を与えないよう人力（振動コンパクタ等）により、締固めなければならない。</p> <p>4) コンクリート構造物の上部30cmから60cmまでの盛土は、構造物に損傷を与えないよう1.1t以下の締固め機械（ハンドガイド式振動ローラ等）により、締固めなければならない。</p> <p>5) コンクリート構造物の周辺50cmまでは、構造物に損傷を与えないよう人力（振動コンパクタ等）により締固めなければならない。</p> <p>6) コンクリート構造物の周辺50cmより外側及び上部60cmより上側は、構造物に損傷を与えないよう15t以下の締固め機械（振動ローラ・ブルドーザ等）により、締固めなければならない。</p>	
6. 既設構造物取壊し	<p>1) 既設構造物の取壊しは、設計図書のとおり想定しているが、異なる場合は、監督職員と協議するものとする。</p> <p>2) コンクリート及びアスファルト舗装等切断時に発生する排水及び粉塵は、吸引機能を有する切断機械等により回収し、産業廃棄物（汚泥）として適切に処理するものとする。 また、産業廃棄物管理票（マニフェスト）の写しを監督職員に提出するものとする。</p>	
7. 二次製品据付工	プレキャストL形水路（管理用進入路）は、クレーンによる据付けを基本とする。 なお、これにより難い場合は監督職員と協議するものとする。	
8. 復旧工	<p>1) 第6章 工事用地等の復旧は次により行わなければならない。</p> <p>①工事用地等の利用に当たっては、利用後返還の際に支障が生じないよう施工に先立って現況標高、構造物等の位置・形状等の現況確認及び写真管理を入念に実施し、監督職員に報告するものとする。</p> <p>2) 既設構造物の撤去・復旧は、次により行わなければならない。</p> <p>①撤去する構造物は、設計図面に示しているが、施工に先立って構造物の構造・規格等を調査確認し、監督職員に報告するものとする。</p> <p>②復旧する構造物は、設計図面に示しているが、現地と設計図書が合致しない場合は、監督職員と協議するものとする。</p>	

項目	内 容	備 考
9. 道路復旧工 （1）アスファルト舗装工	<p>1) マーシャル試験の試験法は、舗装の構造に関する技術基準同解説によるものとする。</p> <p>なお、表層工の施工に当たっては、プライムコート（アスファルト乳剤PK-3）120L/100m²以上を路盤面に均一に散布し、表層との密着を図らなければならない。</p> <p>2) 表層工は、施工条件に合った敷均し機械により再生アスファルト混合物を敷均し、施工条件に合った機種により締固めを行わなければならない。</p> <p>3) 道路復旧については、設計図書のとおりとするが、関係機関との調整によって、復旧範囲及び舗装構成の変更が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。</p>	
（2）路盤工	路盤は、施工条件に合った敷均し機械により再生クラッシャラン（RC-40）の敷均しを行い、施工条件に合った機種により最大乾燥密度の93%以上となるよう締固めなければならない。	
（3）路床工	<p>1) 路盤下面から1mの部分については、路床として施工を行うものとする。</p> <p>2) 路床は、掘削により発生する良質土を流用するものとし、一層仕上がり厚さが20cm以下となるよう均一にまき出し、施工条件に合った機種により最大乾燥密度の90%以上となるよう締固めなければならない。</p> <p>3) 転圧機種の条件は、「同章施工5. 土工（2）埋戻及び盛土」によるものとする。</p>	
第11章 施工管理 1. 主任技術者等の資格	主任技術者又は監理技術者の資格は入札公告による。	
2. 施工管理	本工事の施工管理は、農林水産省農村振興局制定「土木工事施工管理基準」によるものとし、同基準に定めのない追加の項目とその管理基準等については、監督職員と打合せするものとする。	
3. 工事写真における黒板情報の電子化について	<p>黒板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に工事写真における黒板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。</p> <p>受注者は、工事契約後に監督職員の承諾を得たうえで黒板情報の電子化を行うことができる。黒板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の（1）から（4）によりこれを実施するものとする。</p>	
（1）使用する機器・ソフトウェア	受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等（以下、「機器等」という。）は、「土木工事施工管理基準 別表第2撮影記録による出来形管理」に示す項目の電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参考すべき暗号のリスト(CRYPTREC暗号リスト)」(URL「 https://www.cryptrec.go.jp/list.html 」)に記載する基準を用いた信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用するものとする。	

項目	内容	備考
(2) 機器等の導入	1) 黒板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。 2) 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。	
(3) 黒板情報の電子的記入に関する取扱い	1) 受注者は、(1)の機器等を用いて工事写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。 2) 本工事の工事写真の取扱いは、「土木工事施工管理基準 別表第2 撮影記録による出来形管理」及び「電子化写真データの作成要領（案）」によるものとする。 なお、上記1)に示す黒板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領（案）6 写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。 3) 黒板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黒板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。	
(4) 写真の納品	受注者は、(3)に示す黒板情報の電子化を行った写真を、工事完成時に発注者へ納品するものとする。 なお、受注者は納品時にURL (https://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html) のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。	
(5) 費用	機器等の導入に要する費用は、従来の黒板に代わるものであり、技術管理費の写真管理に要する費用に含まれる。	
4. 工事現場等における遠隔確認について	1) 本工事は、施工段階確認、材料検査、立会等による確認を受注者が動画撮影用カメラにより撮影した映像と音声を監督職員等に同時配信し、双方向通信により会話をしながら監督職員等がモニター上で工事現場等の確認（以下「遠隔確認」という）を行う工事である。 2) 遠隔確認の活用は、別添の「工事現場等における遠隔確認に関する実施要領」によるものとする。 3) 農林水産省が推奨するWeb会議システムは、Microsoft Teams である。 4) 通信環境が整わない現場や遠隔確認が非効率となる場合も想定されることから、受発注者の協議により遠隔確認の適用・不適用を決定するものとする。	
第12章 情報化施工技術の活用について 1. 適用	本工事は、「情報化施工技術の活用ガイドライン」（農林水産省農村振興局整備部設計課）に基づき、情報通信技術の活用により生産性及び施工品質の向上を図るため、受注者の発議により、土工に関する起工測量、設計図書の照査、施工、出来形管理等の施工管理及びデータ納品の全て又は一部において、情報化施工技術を活用する「情報化施工技術活用工事」の対象工事（受注者希望型）である。	

項目	内容	備考						
2. 協議・報告	<p>受注者は、情報化施工技術の活用を希望する場合は、契約後、施工計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による変更施工計画書の提出を含む。）までに発注者へ協議を行い、協議が整った場合、実施内容等について施工計画書に記載するものとする。</p> <p>なお、情報化施工技術の活用を希望しない場合は、その旨発注者に報告するものとする。</p>							
3. 使用する機器 ・ソフトウェア	情報化施工技術を活用するに当たり使用する機器及びソフトウェアは、受注者が調達すること。また、施工に必要なデータは、受注者が作成するものとする。使用する機器、ソフトウェア及びファイル形式については、事前に監督職員と協議するものとする。							
4. 貸与資料	<p>基本設計データ及び3次元設計データの作成に必要な貸与資料は下表のとおりである。このほか、必要な資料がある場合は、監督職員に報告し貸与を受けるものとする。</p> <p>なお、貸与を受けた資料については、工事完成時までに監督職員へ返却しなければならない。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <th colspan="2">貸与資料</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td>新濃尾（二期）地区 新木津用水路施設管理要領作成その2業務 報告書</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td>図面のC A Dデータ</td> </tr> </table>	貸与資料		1	新濃尾（二期）地区 新木津用水路施設管理要領作成その2業務 報告書	2	図面のC A Dデータ	
貸与資料								
1	新濃尾（二期）地区 新木津用水路施設管理要領作成その2業務 報告書							
2	図面のC A Dデータ							
5. 確認及び検査	受注者は、監督職員が行う施工段階確認等や検査職員が行う完成検査等において、施工管理データが組み込まれた出来形管理用T S等光波方式等を準備しなければならない。							
6. 電子納品	受注者は、情報化施工技術に係る資料について、「情報化施工技術の活用ガイドライン」に基づき提出しなければならない。							
7. 情報化施工技術の活用に要する費用	<p>1) 情報化施工技術活用工事に要する費用については、設計変更の対象とし、「情報化施工技術の活用ガイドライン」に基づき計上することとする。</p> <p>2) 受注者は、発注者から依頼する歩掛、経費等の見積書提出に協力しなければならない。</p> <p>また、発注者の指示により歩掛調査等の調査を実施する場合には協力しなければならない。</p>							
第13章 条件変更の補足説明	<p>本工事の施工に当たり、自然的又は人為的な施工条件が設計図書等と異なる場合、あるいは、設計図書等に明示されていない場合の施工条件の変更に該当する主な事項は、次のとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 土質・地質に著しい相違があった場合 2) 過失によらない湧水の著しい発生があった場合 3) 地下埋設物（埋蔵文化財を含む）の出現があった場合 4) 第三者の協議結果に伴って変更が生じた場合 5) 石綿含有材又は石綿含有の恐れがある資材を発見した場合 6) 遠隔確認の活用を行う場合 7) その他、本仕様書に定めないもの 							

項目	内容	備考
第14章 その他 1. 契約後VE提案	<p>1) 定義 「VE提案」とは、工事請負契約書第19条の2の規定に基づき、契約締結後、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等の設計図書の変更について、受注者が発注者に行う提案をいう。</p> <p>2) VE提案の意義及び範囲 ① VE提案の範囲は、設計図書に定められている内容のうち工事材料及び施工方法等に係る変更により請負代金額の低減を伴うものとし、原則として工事目的物の変更を伴わないものとする。 ② ただし、次の提案はVE提案の範囲に含めないものとする。 ア) 施工方法等を除く、工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案 イ) 工事請負契約書第18条（条件変更等）に基づき条件変更が確認された後の提案 ウ) 競争参加資格要件として求めた同種工事又は類似工事の範囲を超えるような工事材料、施工方法等の変更の提案</p> <p>3) VE提案書の提出 ① 受注者は、2)のVE提案を行う場合、次に掲げる事項をVE提案書（共通仕様書 様式6-1～4）に記載し、発注者に提出しなければならない。 ア) 設計図書に定める内容とVE提案の内容の対比及び提案理由 イ) VE提案の実施方法に関する事項（当該提案に係る施工上の条件等を含む） ウ) VE提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠 エ) 発注者が別途発注する関連工事との関係 オ) 工業所有権を含むVE提案である場合、その取扱いに関する事項 カ) その他VE提案が採用された場合に留意すべき事項 ② 発注者は、提出されたVE提案書に関する追加的な資料、図面その他の書類の提出を受注者に求めることができる。 ③ 受注者は、VE提案を契約締結の日より、当該VE提案に係る部分の施工に着手する日の35日前までに、発注者に提出できるものとする。 ④ VE提案の提出費用は、受注者の負担とする。</p> <p>4) VE提案の採否等 ① 発注者は、VE提案の採否について、原則として、VE提案を受領した日の翌日から14日以内に書面（共通仕様書 様式6-5）により通知するものとする。 ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、受注者の同意を得た上でこの期間を延長することができるものとする。 ② また、VE提案が適正と認められなかった場合には、その理由を付して通知するものとする。 ③ VE提案の審査に当たっては、施工の確実性、安全性、設計図書と比較した経済性を評価する。 ④ 発注者は、VE提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第19条の2（設計図書の変更に係る受注者の提案）の規定に基づくものとする。 ⑤ 発注者は、VE提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第25条（請負代金額の変更方法等）の規定により請負代金額の変更を行うものとする。</p>	

項目	内容	備考
	<p>⑥ 前項の変更を行う場合においては、VE提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の10分の5に相当する金額（以下「VE管理費」という。）を削減しないものとする。</p> <p>⑦ VE提案を採用した後、工事請負契約書第18条（条件変更等）の条件変更が生じた場合において、発注者がVE提案に対する変更案を求めた場合、受注者はこれに応じるものとする。</p> <p>⑧ 発注者は、工事請負契約書第18条（条件変更等）の条件変更が生じた場合には、工事請負契約書第25条（請負代金額の変更方法等）第1項の規定に基づき、請負代金額の変更を行うものとする。VE提案を採用した後、工事請負契約書第18条（条件変更等）の条件変更が生じた場合の前記⑥のVE管理費については、変更しないものとする。</p> <p>ただし、双方の責に帰することができない理由（不可抗力、予測不可能な事由等）により、工事の続行が不可能又は著しく工事低減額が減少した場合においては、発注者と受注者が協議して定めるものとする。</p> <p>5) VE提案書の使用</p> <p>発注者は、VE提案を採用した場合、工業所有権が設定されたものを除き、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、当該工事以外の工事において、その内容を無償で使用する権利を有するものとする。</p> <p>6) 責任の所在</p> <p>発注者がVE提案を適正と認め、設計図書の変更を行った場合においても、VE提案を行った受注者の責任が否定されるものではないこととする。</p>	
2. 電子納品	<p>工事完成図書を共通仕様書第1編1－1－39に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事完成図書の電子媒体（CD-RもしくはDVD-R） 正副2部 ・工事完成図書の出力 1部 (電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可) 	
3. 高度技術・創意工夫・社会性等に関する実施状況	<p>工事施工において、自ら立案実施した創意工夫や技術力に関する項目、また地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、工事完了時までに所定の様式により提出することができるものとする。</p>	
4. 石綿ばく露防止対策の徹底	<p>本工事の施工にあたり、石綿含有資材又は石綿含有の恐れがある資材の使用状況を確認していないため、現場において発見した場合は、監督職員に報告し、調査及び撤去方法について協議するものとする。</p> <p>また、その撤去等に当たっては、「石綿障害予防規則」（平成18年厚生労働省令第21号）など関係法令を遵守するものとする。</p>	
5. 工事の施工効率向上対策	<p>受発注者間の現場条件等の確認の場として、次の会議を設置するので、現場代理人等の受注者代表は、次の事項並びに「工事の施工効率向上対策」を十分に理解の上、対応するものとする。</p> <p>1) 工事円滑化会議（施工条件確認会議）</p> <p>工事契約後に、円滑な工事着手が図れるよう事業所長、次長、総括監督員、主任監督員（主催）及び監督員が、現場代理人、受注会社幹部に設計の考え方等を説明し、共有を図るものとする。</p> <p>なお、開催日程、出席者、課題等については現場代理人と監督職員の協議により定めるものとする。</p>	

項目	内容	備考						
	<p>2) 工事円滑化会議（工程確認会議）</p> <p>工事着手時及び新工種発生時等において、現場代理人・受注会社幹部並びに事業所長、次長、総括監督員、主任監督員（主催）、監督員が、施工計画、工事工程等について、確認し、円滑な工事の実施を図る工事円滑化会議を開催するものとする。</p> <p>なお、開催日程、出席者、課題等については現場代理人と監督職員の協議により定めるものとする。</p> <p>3) 設計変更確認会議</p> <p>工事完成前に設計変更手続きや工事検査が円滑に行われるよう、現場代理人・受注会社幹部並びに事業所長、次長、総括監督員、主任監督員（主催）、監督員が工期、設計変更内容、技術提案の履行状況等について、高いレベルで確認する設計変更確認会議を開催するものとする。</p> <p>なお、開催日程・出席者・課題等については、現場代理人と監督職員の協議により定めるものとする。</p> <p>4) 建設コンサルタントの出席</p> <p>上記7. 1)、2) 及び3) の会議に必要に応じて建設コンサルタントを出席させる場合は、必要経費を積算し、別途契約により対応するものとする。</p> <p>なお、工事受注者の同会議出席に要する経費については、当該工事の現場管理費の中の通信交通費に含まれるものと考えており、開催回数に関らず変更契約の対象としない。</p> <p>5) 打合せ内容の確認</p> <p>工事円滑化会議及び設計変更確認会議において確認した事項については、打合せ記録簿に記録し、相互に確認するものとする。</p>							
6. 遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更について	<p>次の資材については、以下の調達地域等から調達することを想定しているが、安定的な確保を図るために、当該調達地域等以外から調達せざるを得ない場合には、事前に監督職員と協議するものとする。</p> <p>また、購入費用及び輸送費等に要した費用については、証明書類（実際の取引伝票等）を監督職員に提出するものとし、その費用について設計変更することとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 5px;">資材名</th> <th style="text-align: center; padding: 5px;">規格</th> <th style="text-align: center; padding: 5px;">調達地域等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">敷鉄板</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">t=22</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">小牧市</td> </tr> </tbody> </table>	資材名	規格	調達地域等	敷鉄板	t=22	小牧市	
資材名	規格	調達地域等						
敷鉄板	t=22	小牧市						
7. 地域外からの労働者確保に要する間接工事費の設計変更について	<p>1) 本工事は、「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す経費（以下「実績変更対象経費」という。）については、工事実施に当たって積算額と実際の費用に乖離が生じることが考えられる。契約締結後、受注者の責によらない地元調整等により施工計画に変更が生じ、積算基準の金額想定では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点での設計変更ができる。</p> <p>営繕費：労働者送迎費、宿泊費、借上費 労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用</p> <p>2) 発注者は、契約締結後、受注者から請負代金内訳書の提出があった場合、共通仮設費及び現場管理費に対する実績変更対象経費の割合（以下「割合」という。）を提示する。</p>							

項目	内容	備考
3.) 受注者は、2.)により発注者から示された割合を参考にして、発注者は別に示す実績変更対象経費に係る費用の内訳を記載した実績変更対象経費に関する実施計画書（以下「計画書」という。）を作成し、監督職員に提出するものとする。 4.) 受注者は、最終精算変更時点において、発注者が別に示す実績変更対象経費に関する変更実施計画書（以下「変更計画書」という。）を作成するとともに、変更計画書に記載した計上額が証明できる書類（領収書、又は金額の妥当性を証明する金額計算書）を添付して監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。 5.) 受注者の責めに帰すべき事由による増加費用と認められるものについては、設計変更の対象としない。 6.) 発注者は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、「積算基準に基づき算出した額」から「計画書に記載された共通仮設費（率分）と現場管理費の合計額」を差し引いた後、「4.)の証明書類において妥当性が確認できた費用」を加算して算出した金額を設計変更の対象とする。 7.) 発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置、指名停止等の措置を行う場合がある。 8.) 疑義が生じた場合は、受発注者間で協議するものとする。	8. 現場環境の改善の試行 本工事は、だれでも働きやすい現場環境（快適トイレ）の整備について、監督職員と協議し、変更契約においてその整備に必要な費用を計上する試行工事である。 1) 内容 受注者は、現場に以下のア～サの仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。 ただし、シ～チについては、満たしていればより快適に使用できるものと思われる項目であり、必須ではない。 【快適トイレに求める機能】 ア 洋式（洋風）便器 イ 水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む） ウ 臭い逆流防止機能 エ 容易に開かない施錠機能 オ 照明設備 カ 衣類掛け等のフック、又は荷物の置ける棚等（耐荷重を5kg以上とする） 【付属品として備えるもの】 キ 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示 ク 周囲からトイレの入口が直接見えない工夫 ケ サニタリーボックス コ 鏡と手洗器 サ 便座除菌クリーナー等の衛生用品 【推奨する仕様、付属品】 シ 便房内寸法900×900mm以上（面積ではない） ス 擬音装置（機能を含む） セ 着替え台 ソ 臭気対策機能の多重化 タ 室内温度の調整が可能な設備	

項目	内容	備考
	<p>チ 小物置き場（トイレットペーパー予備置き場等）</p> <p>2) 快適トイレに要する費用</p> <p>快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。</p> <p>受注者は、上記1) の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。</p> <p>【快適トイレに求める機能】ア～カ及び【付属品として備えるもの】キ～チの費用については、従来品相当を差し引いた後、51,000 円／基・月を上限に設計変更の対象とする。</p> <p>なお、設計変更数量の上限は、男女別で各1基ずつ2基／工事（施工箇所）※までとする。</p> <p>また、運搬・設置費は共通仮設費（率）に含むものとし、2基／工事（施工箇所）※より多く設置する場合や積算上限額を超える費用については、現場環境改善費（率）を想定しており、別途計上は行わない。</p> <p>※「施工箇所が点在する工事の積算方法」を適用する工事や施工延長が長いなどのトイレを施工箇所に応じて複数設置する必要性が認められる工事については、「工事」を「施工箇所」に読み替え、個々の施工箇所で計上できるものとする。</p> <p>3) 快適トイレの手配が困難な場合は、監督職員と協議の上、本項の対象外とする。</p>	
9. 現場環境改善費	<p>1) 現場環境改善費の内容は以下のとおりとし、原則として計上項目のそれから1内容以上選択し合計5つの内容を実施することとする。</p> <p>ただし、地域の状況・工事内容により組合せ、実施項目数及び実施内容を変更しても良い。詳細については、監督職員と協議実施する。</p> <p>なお、内容に変更が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。</p> <p>2) 以下に示す内容において、受注者は、具体的な実施内容、実施期間を施工計画書に含めて監督職員に提出するものとする。</p> <p>3) 受注者は、工事完成時に現場環境改善費の実施状況が分かる写真を監督職員に提出するものとする。</p>	

計上項目	実施する内容（率計上分）
仮設備関係	①用水・電力等の供給設備 ②緑化・花壇 ③ライトアップ施設 ④見学路及び椅子の設置 ⑤昇降設備の充実 ⑥環境負荷の低減
営繕関係	①現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） ②労働宿舎の快適化 ③デザインボックス（交通誘導警備員待機室） ④現場休憩所の快適化 ⑤健康関連設備及び厚生施設の充実等
安全関係	①工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等） ②盜難防止対策（警報機等）

項目	内容		備考
	<p style="text-align: center;">地域連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ①地域対策費（農家との調整、地域行事等の経費を含む） ②完成予想図 ③工法説明図 ④工事工程表 ⑤デザイン工事看板（各工事PR看板含む） ⑥見学会等の開催（イベント等の実施含む） ⑦見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営 ⑧パンフレット・工法説明ビデオ ⑨社会貢献 		
10. 週休2日による施工	<p>1) 本工事は、月単位の週休2日に取り組むことを前提として、労務費、共通仮設費（率分）、現場管理費（率分）を補正した試行対象工事である。受注者は、契約後、週単位又は月単位の週休2日の取組について工事着手前に選択し、選択結果について発注者と協議した上、週休2日による施工を行わなければならない。</p> <p>なお、受注者の責によらない現場条件、気象条件等により週休2日の確保が難しいことが想定される場合には監督職員と協議するものとする。</p> <p>2) 週単位の週休2日とは、対象期間のすべての週において、1週間に2日間以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。なお、受注者自ら2日以上の現場閉所を行うことは可能とする。月単位の週休2日とは、対象期間において、すべての月で4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。</p> <p>なお、ここでいう対象期間、現場閉所等の具体的な内容は次のとおりである。</p> <p>① 対象期間とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、対象期間において、年末年始を挟む工事では年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。</p> <p>② 現場閉所とは、現場事務所等での事務作業を含め、1日を通して現場作業が行われない状態をいう。ただし、現場安全点検や巡回作業等、現場管理上必要な作業を行うことは可とする。</p> <p>③ 降雨、降雪等による予定外の現場閉所についても、現場閉所日数に含めるものとする。</p> <p>3) 週休2日（4週8休以上）の実施の確認方法は、次によるものとする。</p> <p>① 受注者は、契約後、週単位又は月単位の週休2日の取組について工事着手前に選択し、週休2日の実施計画書を作成し、監督職員へ提出する。</p> <p>② 受注者は、週休2日の実施状況を定期的に監督職員へ報告する。</p> <p>なお、週休2日の実施状況の報告については、現場閉所実績が記載された日報、工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等により行うものとする。</p> <p>③ 監督職員は、上記3) の②の受注者からの報告により週休2日の実施状況を確認するものとし、必要に応じて受注者からの聞き取り</p>		

項目	内容	備考																																									
	<p>等を行う。</p> <p>④ 監督職員は、受注者から定期的な報告がない場合や、実施状況が確認できない場合などがあれば、受注者から上記 3) の②の記録資料等の提示を求め確認を行うものとする。</p> <p>⑤ 報告の時期は、受注者と監督職員が協議して定める。</p> <p>4) 監督職員が週休 2 日の実施状況について、必要に応じて聞き取り等の確認を行う場合には、受注者は協力するものとする。</p> <p>5) 発注者は、現場閉所を確認した場合は、現場閉所状況に応じた以下に示す補正係数により、労務費、共通仮設費（率分）、現場管理費（率分）を補正する。</p> <p>① 補正係数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>週単位の週休 2 日 (現場閉所 1 週間に 2 日以上)</th><th>月単位の週休 2 日 (現場閉所率 28.5% (8 日/28 日)以上)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>労務費</td><td>1.02</td><td>1.02</td></tr> <tr> <td>共通仮設費(率分)</td><td>1.05</td><td>1.04</td></tr> <tr> <td>現場管理費(率分)</td><td>1.06</td><td>1.05</td></tr> </tbody> </table> <p>② 補正方法</p> <p>当初積算において月単位の週休 2 日の達成を前提とした補正係数を各経費に乗じている。なお、発注者は、工事完成時に現場閉所の達成状況を確認後、達成状況に応じて、工事請負契約書第 25 条の規定に基づき請負代金額のうち、それぞれの経費につき精算変更を行う。週単位の週休 2 日を達成した場合は、上記①に示す週単位の補正係数による補正を行い増額変更し、月単位の週休 2 日を達成できない場合は、補正を行わずに減額変更する。</p> <p>また、提出された工程表が週休 2 日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に週休 2 日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、契約違反として「地方農政局工事成績等評定実施要領（模範例）の制定について」（平成 15 年 2 月 19 日付け 14 地第 759 号大臣官房地方課長通知。以下「工事成績要領」という。）別紙 8（事業（務）所長用）に示す「7. 法令遵守等」において、点数 10 点を減ずるものとする。</p> <p>6) 週休 2 日の確保に取り組む工事において、市場単価方式・土木工事標準単価による積算に当たっては、現場閉所状況に応じて、以下のとおり補正する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">名称</th><th rowspan="2">区分</th><th colspan="2">補正係数</th></tr> <tr> <th>週単位</th><th>月単位</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鉄筋工（太径鉄筋を含む）</td><td></td><td>1.02</td><td>1.02</td></tr> <tr> <td>防護柵設置工（横断・転落 防止柵）</td><td>設置</td><td>1.02</td><td>1.02</td></tr> <tr> <td></td><td>撤去</td><td>1.02</td><td>1.02</td></tr> <tr> <td>法面工</td><td></td><td>1.01</td><td>1.01</td></tr> <tr> <td rowspan="2">構造物とりこわし工</td><td>機械</td><td>1.01</td><td>1.01</td></tr> <tr> <td>人力</td><td>1.02</td><td>1.02</td></tr> </tbody> </table>		週単位の週休 2 日 (現場閉所 1 週間に 2 日以上)	月単位の週休 2 日 (現場閉所率 28.5% (8 日/28 日)以上)	労務費	1.02	1.02	共通仮設費(率分)	1.05	1.04	現場管理費(率分)	1.06	1.05	名称	区分	補正係数		週単位	月単位	鉄筋工（太径鉄筋を含む）		1.02	1.02	防護柵設置工（横断・転落 防止柵）	設置	1.02	1.02		撤去	1.02	1.02	法面工		1.01	1.01	構造物とりこわし工	機械	1.01	1.01	人力	1.02	1.02	
	週単位の週休 2 日 (現場閉所 1 週間に 2 日以上)	月単位の週休 2 日 (現場閉所率 28.5% (8 日/28 日)以上)																																									
労務費	1.02	1.02																																									
共通仮設費(率分)	1.05	1.04																																									
現場管理費(率分)	1.06	1.05																																									
名称	区分	補正係数																																									
		週単位	月単位																																								
鉄筋工（太径鉄筋を含む）		1.02	1.02																																								
防護柵設置工（横断・転落 防止柵）	設置	1.02	1.02																																								
	撤去	1.02	1.02																																								
法面工		1.01	1.01																																								
構造物とりこわし工	機械	1.01	1.01																																								
	人力	1.02	1.02																																								
11. 週休 2 日制の促進	<p>本工事は、週休 2 日制工事の促進における履行実績取組証明書の発行を行う工事である。</p>																																										

項目	内容	備考
12. 令和6年9月20日からの大雨の被災地域における被災農林漁家の就労機会の確保について	<p>1) 受注者は、工事の施工に当たっては、効率的な施工に配意しつつ、被災地域における被災農林漁家の就労希望者を優先的に雇用するよう努めるものとする。なお、被災地域における被災農林漁家を雇用した場合は、月毎の被災農林漁家の雇用実績人数を提出すること。</p> <p>2) 発注者は、被災農林漁家の雇用実績を確認した場合は、工事成績評定別紙7に示す「6. 社会性等」に、次の評価項目を追加した上で最大7.5点を加点評価する。ただし、工事成績評定の合計は100点を超えないものとする。</p> <p>○事業（務）所長</p> <p>【被災農林漁家の就労機会の確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> □令和6年9月20日からの大雨の被災地域における被災農林漁家を雇用した。 □令和6年9月20日からの大雨の被災地域における被災農林漁家を複数名又は長期に渡って雇用した。 □令和6年9月20日からの大雨の被災地域における被災農林漁家を複数名、長期に渡って雇用した。 	
13. 総価契約単価合意方式(包括的単価個別合意方式)について	<p>1) 本工事は、請負代金額の変更があった場合における変更金額や部分払金額の算定を行う際に用いる単価等をあらかじめ協議し、合意しておくことにより、設計変更や部分払いに伴う協議の円滑化に資することを目的として実施する総価契約単価合意方式(包括的単価個別合意方式)の対象工事である。</p> <p>2) 受発注者間で作成の上合意した単価合意書は、公表するものとする。</p>	
14. 熱中症対策に資する現場管理費の補正	<p>1) 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事の対象とし、日最高気温の状況に応じた現場管理費の補正を行う対象工事である。</p> <p>2) 用語の具体的な内容は次のとおりである。</p> <p>①真夏日 日最高気温が30°C以上の日をいう。</p> <p>②工期 準備・後片付け期間を含めた工期をいう。なお、年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。</p> <p>③真夏日率 以下の式により算出された率をいう。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;"> $\text{真夏日率} = \text{工期期間中の真夏日} \div \text{工期}$ </div> <p>3) 受注者は、工事着手前に工事期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載した施工計画書を作成し、監督職員へ提出する。</p> <p>4) 気温の計測方法については、施工現場から最寄りの気象庁の地上観測所の気温又は環境省を公表している観測地点の暑さ指数(WBGT)を用いることを標準とする。なお、WBGTを用いる場合は、WBGTが25°C以上となる日を真夏日と見なす。ただし、これにより難い場合は、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所以外の気象観測所で気象業務法(昭和27年法律第165号)に基づいた気象観測方法により得られた計測結果を用いることも可とする。</p> <p>5) 受注者は、監督職員へ計測結果の資料を提出する。</p>	

項目	内容	備考
15. 1日未満で完了する作業の積算	<p>6) 発注者は、受注者から提出された計測結果の資料を基に工期中の日最高気温から真夏日率を算定した上で補正值を算出し、現場管理费率に加算し設計変更を行うものとする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;"> $\text{補正值 (\%)} = \text{真夏日率} \times \text{補正係数※}$ </div> <p>※補正係数 : 1.2</p> <p>1) 本工事における1日未満で完了する作業の積算（以下、「1日未満積算基準」という。）は、変更積算のみに適用する。</p> <p>2) 受注者は、施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、1日未満積算基準の適用について、協議の発議を行うことができる。</p> <p>3) 同一作業員の作業が他工種等の作業と組合せで1日作業となる場合には、1日未満積算基準は適用しない。</p> <p>4) 受注者は、協議に当たって、1日未満積算基準に該当することを示す書面、その他協議に必要となる根拠資料（見積書、契約書、請求書等）により、施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、1日未満積算基準は適用しない。</p> <p>5) 災害復旧工事等で人工精算する場合や、「時間的制約を受ける工事の積算方法」を適用して積算する場合等、1日未満積算基準以外の方法によることが適当と判断される場合には、1日未満積算基準を適用しない。</p>	
16. 共通仮設費率分の適切な設計変更について	<p>1) 本工事は、「共通仮設費（率分）のうち運搬費及び準備費」の下記に示す経費（以下「実績変更対象経費」という。）について、工事実施にあたって積算額と実際の費用に乖離が生じた場合は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点での設計変更ができる。</p> <p>運搬費：建設機械の運搬費 準備費：伐開・除根・除草費</p> <p>2) 発注者は、契約締結後、共通仮設費に対する実績変更対象経費の割合（以下「割合」という。）を提示する。</p> <p>3) 受注者は、2)により発注者から示された割合を参考にして、実績変更対象経費に係る費用の内訳について設計変更の協議ができるものとする。</p> <p>4) 受注者は、最終精算変更時点において、発注者が別に示す実績変更対象経費に関する内訳書（以下「内訳書」という。）を作成するとともに、内訳書に記載した計上額が証明できる書類（領収書、又は金額の妥当性を証明する金額計算書）を添付して監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。</p> <p>5) 受注者の責めに帰すべき事由による増加費用と認められるものについては、設計変更の対象としない。</p> <p>6) 発注者は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、「土地改良事業等請負工事共通仮設費算定基準に基づき算出した額」から「内訳書に記載された共通仮設費（率分）の合計額」を差し引いた後、「4)の証明書類において妥当性が確認できた費用」を加算して算出した金額を設計変更の対象とする。</p> <p>7) 発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置、指名停止等の措置を行う場合がある。</p>	

項目	内容	備考
第15章 定めなき事項	この特別仕様書に定めない事項又は本工事の施工に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。	

(別記様式1)

工 期 通 知 書

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官
東海農政局新濃尾農地防災事業所長
秋永 邦治 殿

住所
商号又は名称
氏名

次のとおり工期を定めたので通知します。

工 事 名	新濃尾（二期）地区 新木津用水路大口萩島工区整備工事
工 事 場 所	愛知県丹羽郡大口町萩島地内
契約予定年月日	令和 年 月 日
工 事 の 始 期	令和 年 月 日
工 期	工 事 の 始 期 から (○○○日間) 令和 年 月 日 まで

※契約の締結までに提出すること。

※契約書には本通知書により通知した工期（工事の始期及び終期）を記載する。

令和 7 年度

新濃尾農地防災事業
新濃尾（二期）地区 新木津用水路大口萩島工区整備工事

工 事 数 量 表
【当初】

東海農政局
新濃尾農地防災事業所

工事数量表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備考
1. 土工				
(1)掘削工				
床掘		式	1	
堆積土砂撤去		式	1	
(2)盛土工				
盛土	2.5m ≤B<4.0m	m ³	20	
(3)埋戻工				
埋戻1	構造物周辺	式	1	
埋戻2	B<1.0m	式	1	
埋戻3	1.0m ≤B<2.5m	式	1	
埋戻4	2.5m ≤B<4.0m	式	1	
(4)整形仕上げ工				
基面整正		m ²	90	
人力荒仕上げ		m ²	153	
2. 構造物撤去工				
(1)構造物撤去工				
ネットフェンス撤去	H=1.5m	m	47	
無筋コンクリート取壊し		m ³	4.1	
鉄筋コンクリート取壊し		m ³	5.6	
既設水路切断	中配筋 t=400	m	10	
既設水路切断	中配筋 t=350	m	8	
As舗装撤去		m ²	46	
As舗装切断		m	7	
(2)産業廃棄物処理工				
無筋コンクリート殻		m ³	4.1	

工事数量表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備考
鉄筋コンクリート殻		m ³	5.6	
アスファルト殻		m ³	2.0	
汚泥		m ³	0.5	
3. 管理用進入路工				
(1)プレキャストL形水路				
鉄筋コンクリートL形水路		m	26.0	
均しコンクリート	18-8-25	m ³	4.2	
型枠	均しコン	式	1	
底版コンクリート	21-12-25	m ³	16	
型枠	底版コン	式	1	
機械式継手（手間）	D13×D13	箇所	32	
機械式継手（手間）	D29×D29	箇所	32	
鉄筋	底版コン L型水路部分 D13 SD295	ton	0.853	
鉄筋	底版コン L型水路部分 D19 SD345	ton	0.205	
鉄筋	底版コン L型水路部分 D25 SD345	ton	0.138	
鉄筋	底版コン L型水路部分 D29 SD345	ton	0.175	
サイドドレーン設置	H=300 t=30mm	m	22.0	
(2)施工目地				
水膨張止水材	ゴム製 10×20	m	5	
水膨張止水材	ゴム製 v型15×14	m	18	
(3)伸縮目地	既製品部			
目地材	ゴム発泡体t=10	m ²	1	
シール材	22×29	m	1	
シール材	20×20	m	5	
水膨張止水材	ゴム製 15×20	m	5	

工事数量表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備考
(4)伸縮目地	現場打部(底版)			
目地材	ゴム発泡体 t=10	m ²	1	
反応接着型止水材	ブチルゴム製 15×30	m	8	
(5)縦断目地				
反応接着型止水材	ブチルゴム製 15×30	m	52	
(6)あと施工アンカー取付				
あと施工アンカー	差筋アンカー D16@250	本	56	
(7)ウィープホール取付工				
逆止弁付きウィープホール	径50*L500	箇所	1	
逆止弁付きウィープホール	径50*L250	箇所	2	
コンクリート削孔		箇所	2	
(8)サイドドレーン設置				
サイドドレーン設置	H=300 t=30mm	m	6.0	
(9)進入路下流壁				
現場打ちコンクリート	21-12-25	m ³	3.0	
型枠		式	1	
鉄筋	D13 SD295	ton	0.122	
あと施工アンカー	差筋アンカー D13@250	本	7	
目地材	ゴム発泡体t=10	m ²	0.7	
反応接着型止水材	ブチルゴム製 15×30	m	7	
シール材	20×20/2	m	2	
(10)止水コンクリート	H700部			
現場打ちコンクリート	21-12-25	m ³	0.4	
型枠		式	1	
鉄筋	D13 SD295	ton	0.020	

工事数量表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備考
反応接着型止水材	ブチルゴム製 15×30	m	4	
(1 1)止水コンクリート	H1300部			
現場打ちコンクリート	21-12-25	m ³	0.5	
型枠		式	1	
鉄筋	D13 SD295	ton	0.019	
反応接着型止水材	ブチルゴム製 15×30	m	4	
(1 2)止水コンクリート	H2000部			
現場打ちコンクリート	21-12-25	m ³	0.6	
型枠		式	1	
鉄筋	D13 SD295	ton	0.015	
あと施工アンカー	差筋アンカー D13@250	本	2	
反応接着型止水材	ブチルゴム製 15×30	m	4	
(1 3)フーチングコンクリート				
現場打ちコンクリート	21-12-25	m ³	0.8	
型枠		式	1	
均しコンクリート	18-8-25	m ³	0.1	
型枠	均しコン	式	1	
鉄筋	D13 SD295	ton	0.045	
あと施工アンカー	差筋アンカー D13@250	本	68	
(1 4)インバートコンクリート				
インバートコンクリート	18-8-25	m ³	5.9	
型枠		式	1	
鉄筋金網	D6 150×150	m ²	24	
目地材	ゴム発泡体t=10	m ²	0.8	
(1 5)管理用進入路舗装				

工事数量表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備考
コンクリート舗装	18-8-25 t=120	m ³	8.2	
型枠		式	1	
鉄筋金網	D6 150×150	m ²	69	
目地材	ゴム発泡体t=10	m ²	2	
路盤	再生クラッシャーラン RC-40 t=150	m ²	69	
路盤紙	クラフト紙系	m ²	69	
4. 付帯工				
(1)安全施設工				
ネットフェンス	H=1.5m 再利用	m	47	
基礎ブロック	300×300×450 再利用	個	25	
ネットフェンス	H=1.5m 新設	m	2.0	
基礎ブロック	300×300×450 新設	個	1	
(2)管理用進入路門扉	H1500×B3000、丸パイプ 型、ブロック基礎式、両開き			
ネットフェンス門扉設置		組	1	
ネットフェンス門扉基礎ブロック	B400×L400×H600	個	2	
(3)車止め				
車止めポール	φ 101.6 ピラー型、取外し 式、蓋鍵付	本	2	
車止め用ブロック	B300×L300×H250	個	2	
(4)張コンクリート	進入路周り			
張コンクリート	18-8-25	m ³	3.2	
伸縮目地	瀝青質板 t=10	m ²	0.4	
(5)管理用道路舗装				
表層	再生密粒度アスコン(13) t=40	m ²	46	
路盤	再生クラッシャーラン RC-40 t=150	m ²	46	
碎石舗装	再生クラッシャーラン RC-40 t=100	m ²	71	

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
5. 仮設工				
(1) 敷鉄板				
敷鉄板 (右岸)	設置～撤去 t=22mm	m ²	37	
(2) 安全費				
交通誘導警備員		人	53	
6. その他				
(1) 運搬費				
共通仮設 (積上げ)				
運搬費				
仮設材運搬	敷鉄板	式	1	